

令和3年8月31日

## 学校における陽性者判明後の対応について

瀬戸市教育委員会

学びを止めないという国・県の方針の下、瀬戸市においても学校教育活動を進めてまいります。学校での陽性者が判明した場合は、以下のように対応してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 1 学校が陽性判明の連絡を受けた場合

職員、児童生徒の陽性が判明した場合、消毒および感染拡大を防ぐ観点から、市教委、保健所、学校医と相談の上、緊急に下校することがあります。

- 下校は、小学校は原則引き取り下校、中学校は原則各自で下校とします。
- 濃厚接触者の特定は、保健所が行いますが、保健所の業務逼迫期間のみ、保健所と学校が協力して行います。

### 2 学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休校の判断基準

	範 囲	基 準
ア	学級閉鎖	○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合 ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合 ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合 ④その他、設置者が必要と判断した場合 ○学級閉鎖の期間としては5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。
イ	学年閉鎖	○複数の <u>学級</u> を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合
ウ	臨時休校	○複数の <u>学年</u> を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

ご家庭におかれましては、今後も感染対策にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。